

社会福祉法人まちだ育成会「後援会」
会 則

社会福祉法人まちだ育成会後援会
事務局

町田市山崎町1214番地1

電話042-794-4888

FAX042-792-6388

社会福祉法人まちだ育成会「後援会」会則

（名 称）

第 1 条 本会の名称は、社会福祉法人まちだ育成会「後援会」（以下、「後援会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 後援会は、社会福祉法人まちだ育成会が運営する各施設や各事業の充実、発展と障がい者の生活の支援・啓発に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 各施設や事業の行事活動への参加及び協力を行う。
- (2) 各施設や事業の財政への一部支援を行う。
- (3) 会報を年1回以上発行し、後援会の活動状況の報告を行う。
- (4) 利用者、家族、職員及び会員相互の親睦を図る。
- (5) その他、前条の目的を達成するために、町田市知的障がい者育成会と交流を図る。

（会 員）

第 4 条 会員は、前条の事業への参加・協力を行い、後援会の目的に賛同する個人及び団体とする。

（会 費）

第 5 条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 年会費とし、会計が徴収管理する。
- (2) 会費は次に定める金額とする。

一般会員	1口	2,000円/年
特別会員	1口	3,000円以上/年
- (3) 会費の用途は前々条の事業を行うためのものとする。

（会計年度）

第 6 条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

但し、改正に伴い平成26年度の会計年度は平成26年1月1日から平成27年3月31日までとする。

（役 員）

第 7 条 本会には、「役員会」を置き、役員は総会において承認する。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 会 長 1 名 | (2) 副会長 2 名以内 |
| (3) 会 計 2 名 | (4) 役 員 10 名以内 |

- 2 役員は会員でなければならない。
- 3 役員の他に顧問を置くことが出来る。

(役員の職務)

- 第 8 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
 - 3 役員は会長及び副会長を補佐して会務を掌理する。会長または副会長が事故または欠員のときはあらかじめ会長の定める順位により、役員がその職務を代理し、または代行する。

(役員の任免)

- 第 9 条 役員は総会において承認し、または解任する。
- 2 会長および副会長、会計は、役員会において互選とする。

(役員の任期)

- 第 10 条 役員の任期は、2 年とする。
- 2 役員は再任されることが出来る。
 - 3 任期満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。

(役員の報酬)

- 第 11 条 役員は報酬を受けない。ただし、旅費、その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではない。

(監 事)

- 第 12 条 本会に監事 2 名を置く。
- 2 監事の任期は 2 年とし、再任されることが出来る。
 - 3 監事は本会の業務および会計状況を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 4 監事は、会長、副会長または役員を兼ねてはならない。
 - 5 監事は報酬を受けない。ただし、旅費、その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではない。

(総会の招集)

- 第 13 条 総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とし、会長が召集する。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 総会を招集する場合には、役員会の同意を得なければならない。

(総会の決議事項)

第14条 この会則で定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定

(総会の議事等)

第15条 総会は、会員の出席者で議事を開き、その過半数で決するところによる。

- 2 総会の議長は、出席者の互選により決める。

(役員会)

第16条 本会に役員会をおく。

- 2 役員会は、会長、副会長および役員全員をもって組織する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会の議長は、会長をもってあてる。
- 5 会長に事故あるときは、第8条の規程により、会長の職務を代理し、または代行する者が議長となる。
- 6 役員会における各役員の議決権は、各々1個とする。

(役員会の決議事項)

第17条 この会則で定める事項のほか、次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他本会の業務の執行に関し、重要な事項
- (3) 補正予算の決定

(収入)

第18条 本会の経費は、会費、補助金、支援金、その他の収入をもってあてる。

(事務局)

第19条 事務局・連絡先は、社会福祉法人まちだ育成会「かがやき」気付(東京都町田市山崎町1214番地1)とする。

付則

1. この会則は、平成18年2月20日から施行する。
2. この会則は、平成20年2月23日から施行する。
3. この会則は、平成24年2月25日から施行する。
4. この会則は、平成26年3月8日から施行する。